

業務名称：2027-2031年度労働者派遣業務契約（単価契約）

（掲載日：2026年8月28日 調達管理番号：26a00734）について、意見及び質問に関する回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	P. 4	第2 業務仕様書（案）5 人材派遣業務の種類と技能レベル	「一般事務（高度技術）」について、一般事務との区分基準を明確にするため、Power Automate、Power Apps等の業務自動化ツールや、Power BI等のデータ分析・可視化ツールの活用を技能要件の例として含める想定はありますでしょうか。また、翻訳業務について、翻訳支援ツールや生成AIを使用した場合のレビュー・品質確認を含む実務能力を技能要件として扱う想定はありますでしょうか。	「一般業務（高度技術）」については、Power Automate、Power Apps等の業務自動化ツールや、Power BI等のデータ分析・可視化ツール等の使用を要件として含める想定です。翻訳業務については、翻訳支援ツールや生成AI等の利用の有無を問わず、当該ツールの出力内容を適切に評価・修正し、翻訳・通訳を含む業務上求められる品質を確保できる外国語能力及び翻訳・通訳実務能力を有していることを要件として想定しています。
2	P. 4	第2 業務仕様書（案）6 (1) ① 混合業務の単価設定	混合業務の単価を業務割合に応じて比例配分する場合、専門性の高い業務が一部含まれる場合は加算方式とする等の判断基準を設ける想定はありますでしょうか。	専門性の高い業務を加算方式とすることは現状想定しておりません。
3	P. 5	第2 業務仕様書（案）6 (1) ② 英語力の単価加算	英語力の単価加算について、TOEIC600点・800点以外に、英検、TOEFL、IELTS等の相当資格を代替指標として認める想定はありますでしょうか。また、資格スコアに加えて、海外勤務経験、英語を用いた業務経験、英文メール、会議、電話対応等の実務経験を加算判断の確認項目とする想定はありますでしょうか。	英語力の判断にTOEICを挙げているのはあくまで一般的な語学試験としての一例であり、英検・TOEFL・IELTS等についても、TOEIC600点又は800点相当の能力を客観的に確認できる場合は、代替指標として取り扱うことを想定しています。 また、海外勤務経験や英語を用いた業務経験等は語学力を補足的に示す情報として有用と考えますが、実務経験のみでは語学能力を客観的に評価することが難しいため、単価加算の判断に当たっては、可能な限り語学試験のスコア等により確認することを想定しています。
4	P. 5、P. 25	第2 業務仕様書（案）6 (1) ③／特に意見を求める点 (4) 就業条件の柔軟化	就業条件について、配属部署の業務運営に支障がない範囲で、個別契約ごとに始業・終業時刻の複数設定又は一定範囲での時差出勤、1日6時間又は6.5時間等の短時間勤務、週4日勤務を設定することは可能でしょうか。また、紹介依頼時に、勤務時間の選択可否を明示する想定はありますでしょうか。	現在も一週間あたり5日未満の勤務や一日あたり7時間未満の勤務も、業務内容によっては設定可能としていますが、各部署から常勤を要望されることがが多いのが実状です。今後、短時間勤務や時差出勤、勤務日数等をできる限り柔軟に設定できるようにする方向で検討しております。
5	P25	本意見招請において特に意見を求める点について (1)	実務経験を有していない派遣スタッフも一定数いること、3年以上の経験を保有している人材を見つけることが困難になってきていること（正社員への転換なども活発なため）人材要件のレベル分けを「未経験可」「3年未満」「3年以上」などの検討をお願いしたい	レベル分けについてもより明確な要件を示せるよう検討いたします。
6	P25	本意見招請において特に意見を求める点について (2)	割合など実質算出することが困難なケースが多く、「難易度の高い方＝単価が高い方」に合わせて頂くケースが多いです」	可能な限り実情に即した価格設定ができるよう検討いたします。
7	P25	本意見招請において特に意見を求める点について (3)	妥当だと思われます。ただし最近は英検などを活用して受験をするケースも多く、そちらも基準に組み込んでもいいかもしれません	英語力の判断にTOEICを挙げているのはあくまで一般的な語学試験としての一例であり、TOEIC以外の語学試験の結果も代替指標とすることも想定しております。
8	P25	本意見招請において特に意見を求める点について (4)	・時間帯:10:00～16:30などの時間帯も人気です 正職員と勤務時間がズレるとかえってやりづらさが出るので時差出勤というよりは、正職員の方の勤務時間内で時短が望ましいです ・就業場所:リモートは派遣労働者への訴求力が高いです	時間設定や就業場所（在宅勤務）については、ご意見を参考にさせていただき検討いたします。
9	P25	本意見招請において特に意見を求める点について (5)	東京などの都市部であれば事務系は5営業日程度でのご提案が可能です。システム関連やRPA関連の業務経験者は枯渇しておりご提案に時間を要するケースもございます。都市部以外の場合ご提案までに5営業日以上頂くケースも多くなってきております。	地域・分野の状況等を考慮して、人材確保にかかるスケジュール感については参考とさせていただきます。
10	P25	本意見招請において特に意見を求める点について (6)	近年では「EcoVadis」が重要視されております。	EcoVadisを含むサステナビリティに関する評価・認証の動向について参考とさせていただきます。

通番	該当頁	項目	質問	回答
11	P. 4	第2 業務仕様書(案) 5 人材派遣業務の種類と技能レベル	【技能レベル・業務区分について】 現在の区分は概ね市場実態に即しておりますが、より精度の高い人選とミスマッチ防止の観点から以下2点を提案いたします。 1. 経験要件の記載：JICA様固有システム使用や官公庁業務の経験を重視される求人が見受けられます。応募者層を拡大するため、必須要件を「民間の類似事務経験（国際業務、法務・財務事務等）」とし、JICA/官公庁経験は「歓迎要件」とすることで、優秀な人材の確保がしやすくなります。 2. PCスキルの具体化：Excelスキルについて、仕様書や依頼時の業務内容に「VLOOKUPやピボットテーブルの修正」「既存フォーマットへの入力」「独自ファイルの新規作成」など、具体的な操作レベルを明記いただく運用とすることで、より実務に直結した人材の紹介が可能となります。	いずれの点も、業務内容の記載において参考とさせていただきます。 1. 必須要件・歓迎要件の設定については、各求人者の業務内容も考慮しつつ、より広く優秀な人材が確保できるように工夫して参ります。 2. PCスキルについては、当該業務において想定される作業や実務内容も視野に、より具体的に記載できるように工夫して参ります。
12	P. 5	第2 業務仕様書(案) 6 (1) ① 派遣料単価（混合業務）	【混合業務の単価設定について】 「一般事務」等の職種において、実際の就業後に「来賓対応」「パンフレット用の英語翻訳」など、語学スキルを要する業務が突発的または定常的に発生するケースがあり、派遣要員のモチベーション低下や離職に繋がる懸念があります。 混合業務の単価設定において、単なる時間割合だけでなく、「読み書き」「ヒアリング」「来客対応」といった具体的な語学対応の有無とその頻度を事前に仕様へ組み込み、一定頻度で発生する場合は語学加算を含めた単価をベースラインとして設定する等、実態に即した単価適用ルールの明確化を提案いたします。	単価設定の際には実際の業務実態に即して割合や加算分を設定できる仕様となるよう検討いたします。
13	P. 6	第2 業務仕様書(案) 6 (1) ② 英語力の単価加算基準	【英語力の加算基準について】 TOEICスコア（600点/800点）の設定に加え、実務に即した加算基準の拡充を提案いたします。 昨今の求職者市場では、翻訳ソフトの活用を前提としつつ、実践的な英語コミュニケーション能力を持つ人材が求められています。TOEICスコアを保持していなくても、「英語を使用した業務経験（目安〇年以上）」「海外での英語就業・滞在経験」など、自己申告に基づく実務経験を同等とみなし、単価加算の対象に含めることで、対象となる優秀層の幅が大きく広がると考えます。	英語を使用した業務経験や海外での勤務・滞在経験は、実践的な英語運用能力を示す参考情報として有意義であると考えています。一方で、実務経験を時間単価の加算基準として適用するに当たっては、派遣会社間で共通した客観性・公平性を確保する必要があることから、可能な限り語学試験のスコア等の客観的な指標により確認することを基本として想定しています。 なお、TOEIC以外の語学試験についても、同等の語学能力を客観的に確認できる場合は活用可能と考えています
14	P. 6 - P. 7	第2 業務仕様書(案) 6 (1) ③ / 8 (6) 就業条件・在宅勤務	【就業条件の柔軟化について】 優秀な人材の確保および就業決定後の辞退防止の観点から、以下の柔軟な就業条件の明記を提案いたします。 1. 在宅勤務の確約：在宅勤務の可否や日数が着任後の上長判断により変動するケースがあり、求職者の不安要素となっています。募集の段階（仕様書や個別契約）で「在宅勤務週〇日可能」等、ベースとなる日数を確約して提示いただけると、求職者への訴求力が格段に高まります。 2. 勤務時間の選択肢：現行の実働7時間（9:30-17:15）に加え、育児層等が働きやすい「9:30-16:00」等の時短勤務や、収入を重視するフルタイム層向けの「8時間勤務」など、ポジションに応じて選択できる幅を設けることで、取りこぼしを防ぐことができます。	1. 在宅勤務の可否が、求職者への訴求に影響する要因になるとのご示唆を踏まえ、参考として参ります。他方で、業務状況や体制の変化に柔軟に対応する必要が生じることも考えられるため、在宅勤務を確約条件とすること自体は総合的に運用上ハードルが高いものと考えております。 2. 勤務時間の選択肢については、回答4. のとおり検討して参ります。
15	P. 6 - P. 7	第2 業務仕様書(案) 8 (3) 業務のフロー及び留意事項	【標準リードタイムについて】 人材確保の確実性を高めるため、選考（採否判断）のスピードアップに関する運用ルールの追加を提案いたします。 現在、募集開始から締切までの期間が長く（例：約2週間）、さらに人選（提案）から採否判断までに日数を要する場合、その間に優秀な人材が他社で就業決定してしまうケースが発生しています。 可能な限り、「人材提案から翌々営業日以内の採否判断」といった迅速な選考フローを共通認識として設定いただけますと、より確実な人材確保が可能となります。	ご提案から職場訪問、採否判断までの選考スケジュールの迅速化を共通認識としていきたいと思っております。
16	P. 8 - P. 11	第3 プロポーザル作成要領 2. (1) 3) 資格・認証等（評価表）	【評価すべき資格・認証について】 記載されている資格・認証に加え、以下の認定も評価対象に含めることを提案いたします。 ・PRIDE指標（レインボー認定）等：ダイバーシティ&インクルージョンへの取り組みを客観的に評価する指標であり、JICA様が推進される多様な人材の活躍やサステナビリティの理念と合致するため、加算対象としてご検討をお願いいたします。	PRIDE指標を含むダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンに関する評価・認証の動向については参考とさせていただきます。
17	P. 9	第3 プロポーザルの作成要領 (2) 業務の実施方針等	「記述は、全体で15ページ以内を目途としてください」とありますが、書式の指定はありますでしょうか(Powerpoint等)	書式については特段の指定はございませんが、PDFファイルとしてご提出いただくことを想定しております。
18	P. 12	第4 見積書作成及び支払について	リスト以上の業務依頼はないという定義であればある程度網羅はしていると考えます。ユニット派遣が存在することから副管理者（サブリーダー）業務種類もしくは単価加算基準を設けていただくことは可能でしょうか。	ユニット派遣の場合に、副管理者を設置する場合の単価基準についても検討して参ります。
19	P. 12	第4 見積書作成及び支払について	参考見積書は選定の基準(評価対象)となりますでしょうか。	本意見招請において提出いただく参考見積書は評価対象にはなりません。

通番	該当頁	項目	質問	回答
20	P. 25	(2) 第2 業務仕様書 (案) 6 (1) ①に関し、 混合業務の単価設定に関し て	異なる業務が混合する場合は高度スキルが求められる方を優位とした方が人選優位性は高 まると考えます。またご依頼時には各業務の割合も明示していただけるとマッチング精度 が向上するように思います。	各業務の割合についても可能な範囲で目安をお示しするように検討して参ります。
21	P. 25	(3) 第2 業務仕様書 (案) 6 (1) ②に関して	「相当レベル」ではなく、実際のスコアの所持が該当基準となる理解であっておりますで しょうか。また例えば700点のスコアの場合、600点の基準を満たすものという理解で相違 ないでしょうか。	「TOEIC600点以上相当」及び「TOEIC800点以上相当」とは、必ずしもTOEICスコアの保有を 必須とする趣旨ではなく、英検、TOEFL、IELTS等を含め、同等の語学能力を客観的に確認 できる場合を含むものとして想定しています。 また、TOEIC700点の場合は、「TOEIC600点以上相当」の基準を満たすものとして取り扱う 想定です。
22	P. 25	(4) 第2 業務仕様書 (案) 6 (1) ③に関して	最もスタッフが重視していることは現状は時給となっております。続いて就業条件として は10：00~16：00等の時短勤務や在宅勤務の頻度を増やすことです。時短の他にも、開始時 間が先付の企業へのエントリー数は多い状況です	就業時間については回答4. のとおり検討して参ります。
23	P. 25	(5) 各地域別・業種別で 人材確保のための標準的な リードタイムなど、業務仕 様に追加すべき事項	条件やタイミングにもよりますため、定義は難しいように思います。開始日に併せて現実 的に設けていただけるリードタイムで問題ないかと存じます	個別案件に対して実情に即した形でスケジュール設定した上で、選考スケジュールの迅速 化も検討して参ります。
24	P. 26	(6) 第3 プロポーザル の作成要領 2. (1) 3) 資格・認証等	特段ございません	ご確認ありがとうございました。